

2020年11月2日

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡 和弘 様

株式会社IBJ
加盟店本部部長 土屋 洋和



申し入れ事項についての回答

2020年10月19日にいただいた申し入れにつきまして、弊社側でも弁護士と相談させていただき、以下の通り契約書を改定することとしました。この後、社内での決裁手続きが完了次第の運用となりますこと、ご了承いただけますと幸いです。

【主な変更点】 ※申し入れ書でご指摘いただいた箇所はすべて修正することとします。

・20条1項(1)

「当社の予見の有無を問わず～」を削除。(申し入れ事項①の対応)

・20条1項(3)～(5)

「当社の故意又は重過失以外」を削除。(申し入れ事項②の対応)

【改定後の契約書内容】

第20条(免責事項)

1.当社は、以下の事項につき、その責任を負いません。

(1) 当社の責に帰さない事由により生じた損害については、当社は、賠償責任を負わないものとします。なお、本号でいう損害には、第17条で定める事項に起因して発生した損害も含まれるものとします。

(2) 当社が会員に提供するデータ等について、その完全性、正確性、適法性、有用性等に関して責任を負いません。また、常にプロフィールの記載事項を証明・保証するものではありません。

(3) 当社の責に帰さない事由により会員情報が消失し、又は、他者により改ざんされた場合、当社は、技術的に可能な範囲で情報の復旧に努めるものとし、この消失又は改ざんにより生じた一切の損害の賠償義務を免れるものとします。

(4) 当社の責に帰さない事由によりシステムの利用を通じて会員のパーソナルコンピュータ等にウイルスが侵入し損害が生じた場合、当社は、その一切の責任を負いません。

(5) 当社の責に帰さない事由により、サービス利用に起因して生じた会員間の紛争、事故又は被害について、当社は、一切の責任を負いません。

2.当社は、本契約に基づく会員によるサービス利用に関連して当社が会員に対し損害賠償責任を負う場合、当社に故意又は過失があることを除くいかなる場合も、損害賠償の範囲は、当該会員に現実が発生した通常損害の範囲に限られ、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益を含む間接損害を含まないものとし、かつ、その総額は、当該損害が生じた日が属する月に当社が当該会員から受領すべき料金に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲を超えないものとします。

【弊社としての見解】

・申入れ事項①について

修正はするものの、弊社としましては、現状の記載でも「この規定が直ちに無効になる」とまでは言えないと考えております。あくまでこれは損害の一部免除を規定したものであり、故意重過失以外の事由による場合には、一部免除を規定することは直ちに無効となるものではないのであって、事案に応じて有効になることも（軽過失の場合）、無効になることも（故意・重過失の場合）ありうるからです。

・申入れ事項②について

お申入れの通り、軽過失がある場合にも一律に免責になることを規定していると読むことができるため、こちらも修正します。